

情報公開規則

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟（以下「連盟」という）が、「公益法人の設立認可及び指導監督基準」（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定）及び「公益法人の設立認可及び指導監督基準の運用指針」（平成 13 年 8 月 28 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）に定めるところにより、情報公開について必要な事項を定めることを目的とする。

(法人の責務)

第 2 条 連盟は、この規則の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般の閲覧に供することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないように最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第 3 条 第 5 条に規定する情報公開の対象資料を閲覧した者は、これによって得た情報をこの規則の目的に即して適正に使用するとともに、第三者の権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(管理)

第 4 条 連盟の情報公開に関する事務は、管理部が統括管理する。

(情報公開の対象資料と手段)

第 5 条 連盟において情報公開の対象とする資料（以下「公開対象資料」という）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 社員名簿（会員名簿）
- (4) 事業報告書
- (5) 収支計算書
- (6) 正味財産増減計算書
- (7) 貸借対照表
- (8) 財産目録
- (9) 事業計画書
- (10) 収支予算書

- 2 公開対象資料は、原則として、一般の閲覧に供するものとし、連盟の主たる事務所に備え置くほか、連盟開設のウェブサイト上で必要に応じて公開するものとする。
- 3 公開対象資料の備え置く期間等は、次の通りとする。
 - (1) 第1項第1号（定款）、第2号（役員名簿）及び第3号（社員名簿）については、可能な限り最新の状態で常に備えておかなければならない。
 - (2) 第1項第4号（事業報告書）から第8号（財産目録）までについては、当該事業年度の終了後、原則として3ヶ月以内に備え、5年間備え置かなければならない。
 - (3) 第1項第9号（事業計画書）及び第10号（収支予算書）については、当該事業年度の開始後、原則として3ヶ月以内に備え、次事業年度の事業計画書及び収支予算書が備えられるまで備え置かなければならない。
- 4 第1項第5号（収支計算書）から第8号（財産目録）まで及び、第10号（収支予算書）については、公益法人会計基準に準拠して作成されたものとする。

（情報公開の範囲）

第6条 前条の定めにかかわらず、当該資料の公開が、連盟の会員個人の権利を侵害する恐れのある場合は非公開とする。

（閲覧場所）

第7条 連盟の公開対象資料の閲覧場所は、事務局または連盟開設のウェブサイトとする。

- 2 事務局における閲覧の日は、連盟の休日以外の午前9時45分から午後6時15分までとする。

（閲覧の申請手続き等）

第8条 連盟の公開対象資料の閲覧を希望する者は、閲覧申請書（第1号様式）に必要事項を記載の上、会長に提出しなければならない。

- 2 管理部の情報公開事務担当者は、前項の閲覧申請書を受理したときは、閲覧受付簿（第2号様式）に必要事項を記載しなければならない。
- 3 閲覧者から閲覧している資料について説明を求められたときは、管理部長またはその指示した者が説明し、その経過は質疑応答記録簿（第3号様式）に記載しておかなければならない。
- 4 前項の説明にあたっては、連盟の業務運営上の機密事項等事業の執行に重大な支障を及ぼす恐れがあると認められる事項を除き、可能な限りその説明に努めるものとする。
- 5 公開対象資料について、転記又は複写の申請があった時は、管理部長はその内容、数量等から総合的に判断し、その認否を決定する。

（費用の負担）

第9条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。

- 2 前条第5項の定めにより複写を認めたときは、これに要する実費を徴収する。また、資料代及び送料等については実費を請求者負担とする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は理事会の議決を得て行うものとする。

附則

この規則は2006年4月1日から施行する。

変更履歴

2006年4月1日制定

2017年4月1日改正（規則類整備による体裁変更および法人から公益法人に訂正）